

居宅療養管理指導 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人すずきクリニックが実施する（以下「すずきクリニック」という。）居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. すずきクリニックが実施する居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
2. 居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 医療法人すずきクリニック
所在地 福島県福島市松川町字桜内7-2
T E L 024-567-2661
F A X 024-567-2701

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 居宅療養管理指導等を行う職種、員数及び内容は次の通りとする。

管理者 医師 1名
従業者 医師 1名以上
看護師 1名以上

【医師が行う場合】（居宅療養管理指導等の内容）

1. 利用者又は実施者に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項や介護方法等についての指導又は助言等を行う。
2. 訪問診療等により利用者の病状と心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学管理に基づき、居宅介護支援事業者に対し居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
3. ケアプラン等の策定等に必要な情報提供は、サービス担当者会議の参加により行うこととする。当該会議への参加が困難な場合や開催されない場合等においては、原則として文書等（FAX等でも可）により、情報提供を行う。
4. 提供した居宅療養管理指導等の内容について記録を行う。
5. 利用者又は家族に対する指導や助言等については、療養上必要な事項等を記載した文書

を交付する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

月・火・木・金曜日 9:00～18:00

水曜日 9:00～16:00

土曜日 9:00～15:00

日曜日、祝日及び8月14日～16日、12月30日～1月3日を除く。

(事業の内容)

第6条 居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

1. 要介護者等または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
2. 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
3. 要介護者等または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行うとともに療養生活向上のための指導・助言も行う。

(利用料等)

第7条 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

1. 利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に記載のある額（1割・2割・3割）とする。
2. 費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福島市松川町・蓬萊町・立子山・飯野町、二本松市とする。但し、二本松市は安達地区のみとする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条

1. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 居宅療養管理指導等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
3. 居宅療養管理指導等の提供を行う職員は、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

(苦情処理)

第10条

1. 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。
2. 利用者または家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載、説明し事

業所内に掲示する。

(事故発生時の対応)

第11条

1. 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
2. 前項の事故については、その状況及び事故に際してとった処置を記録するものとする。
3. 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条

1. 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体的拘束適正化のための措置に関する事項)

第13条 利用者の尊厳に基づき、身体的・精神的に影響をまねく恐れのある身体的拘束は、緊急をやむを得ない場合を除き、原則として実施しない。身体的拘束適正化のため、指針の策定や 委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には拘束が必要な理由、方法、拘束の時間帯及び時間、利用者の心身の状況、拘束開始及び解除の予定を記録する。

- (1) 身体的拘束適正化検討委員会 3月に1回以上
- (2) 研修 年1回以上

(自然災害等への対策)

第14条 災害発生時の業務継続について業務継続計画を策定し、必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。また、計画は適宜見直しを行うものとする。

- (1) 研修及び訓練 年1回以上 ※週一回の事業所の会議の中で適宜開催する
- (2) 検証・見直し年1回
- (3) 連絡体制 電話等により、365日24時間常時連絡が可能な体制とする

(非常災害対策)

第15条 非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行うものとする。通報、消火、避難の各訓練については、年一回訓練を行うものとする。

(感染症への対策)

第16条 利用者及び当事業所職員の感染症予防及び蔓延防止のため、指針、業務継続計画の策定及び委員会の実施など必要な体制の整備を行うとともに、当事業所職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症対策委員会 年2回
- (2) 研修 年1回以上

(秘密保持)

第17条

- 1. 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2. 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3. 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとする。

(従業者の研修)

第18条 事業者は、全ての職員に対し、資質向上を図るため、次の各号に定めるとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施
- (2) 研修年に1回以上実施 (記録の整備)

(記録の保存)

第19条 事業者は、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (2) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (3) 苦情の内容等に関する記録
- (4) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (5) 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条

- 1. 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契

約の内容とする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はすずきクリニックが定めるものとする。

付則

令和 6年 6月 1日 初版